**平成２７年（フ）第２３３号**
徳島県鳴門市大津町木津野字野神ノ越６番地３
債務者　井筒清三郎
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１０５号**
北九州市八幡西区上上津役１丁目10番16―10号
債務者　山口　英子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第１１３号**
福岡県遠賀郡水巻町下二東１丁目１番３―205号
債務者　三木　　武
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第１２２号**
北九州市八幡東区中畑２丁目１番３号
債務者　高島　一太
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第１２３号**
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目８番21号（101）
債務者　高倉　　裕
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第１２５号**
住民票上の住所　北九州市八幡西区大字笹田12番地77
債務者　藤原　直子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第１３１号**
北九州市小倉北区長浜町16番８―103号
債務者　鈴木　広美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第４８号**
大分市敷戸新町１番６―204号
債務者　八坂　　晋
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第４９号**
大分市敷戸新町１番６―204号
債務者　八坂　沙織
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第４５号**
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目57番地　ワコーレ武庫川201号
債務者　奥田　雄大
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３号**
島根県江津市敬川町3134番地７
債務者　服部　明美（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
松江地方裁判所浜田支部

**平成２８年（フ）第３５号**
神戸市東灘区住吉山手３丁目３番10号　前田文化　１―東号
債務者　寺見　教子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１８８号**
神戸市兵庫区西上橘通２丁目５番３号
債務者　川上　裕巳
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１８９号**
神戸市兵庫区西上橘通２丁目５番３号
債務者　川上真智子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第３６９号**
沖縄県那覇市楚辺１丁目５番17号プロフェスビル那覇３階、住民票上の住所千葉県印西市高花１丁目６番地11棟103号
債務者　鈴木　綾音（旧姓田久保・大野）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第２３９号**
名古屋市名東区天神下147番地（市営天神下荘６棟505号）
債務者　**萩**田　敦子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第３７２号**
愛知県常滑市奥条１丁目23番地
債務者　伊奈タキ子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部